

国立民族学博物館刊行物審査委員会規則

〔平成16年4月6日〕
規則第 12 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）が刊行する出版物のうち、広報企画会議、研究出版委員会、文化資源運営会議において審査を経たものについて審議するため、刊行物審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、その認めるところにより、本館が刊行する出版物に関し、前項に定める会議等以外で審査を経たものについて審議することができる。

3 前二項に定める出版物のほか、人間文化研究機構が刊行する Brill 社人間文化研究機構シリーズ本（“NIHU Studies in the Humanities”）に、本館から推薦するため、国立民族学博物館人間文化研究機構シリーズ編集委員会で審査を経たものについて審議する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 各副館長
- (3) 各研究部長
- (4) 学術資源研究開発センター長
- (5) 管理部長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、館長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第4条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、副館長（企画調整担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月28日から施行する。